|  |
| --- |
| 北秋田市観光物産協会　いせどん使用申請書令和　　年　　月　　日　北秋田市観光物産協会　会長　様伊勢堂岱遺跡・縄文文化非公式キャラクター「いせどん」を使用したいので、次のとおり申請します。 |
| １．申請者 | (1)事業者名(2)担当者名連絡先（TEL・FAX・E-mail） |
| ２．利用態様 |  □対象物件本体への利用 例：まんじゅう、Tシャツなどへ□対象物件の包装への利用□その他（　　　　　　　　 　　　　　） |
| ３．利用するイラスト　 | イラストの番号　（　　　　　　） |
| ４．利用期間 |  令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日※おおよその期間で構いません。※利用期間は２年以内です。期間終了後は再度申請をしてください。 |
| ５．使用方法 | ※利用の仕方が分かる実際の原稿、サンプル、配置図等を添付してください。 |
| 上記の申請のとおり「いせどん」を使用することを認めます。なお、使用に当たっては利用規約を遵守の上、下記の事項をお守りください。また、北秋田市観光物産協会会長は、申請者が利用規約に違反していると認められるときは許諾を取り消すことができます。この場合において、生じた損害については、利用者がその責めを負うものとします。記1.イラストは使用目的の用途以外に使用せず、北秋田市観光物産協会の校正を受けること。2.申請内容に変更があった場合は速やかに協会事務局へ連絡すること。3.不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収・撤去等を行うこと。令和　　　年　　　月　　　日北秋田市観光物産協会会長　檜森　正太　　 |